

2022 年 6 月 2 9 日

依頼事項

日本弁理士会関東会
千葉委員会
担当 高橋洋平

標記依頼事項を以下に記載します。お気軽にご応募をお願いします。

【報酬】 上限 65 万円（税込）

（Top ページ 30 万円×1 頁、サブページ 4 万円×5 頁、問い合わせページ 15 万円×1 頁と仮定して概算）

（依頼者名を作業実績として公開して頂いて結構です（報酬額除く））

【依頼概要】

依頼者名：日本弁理士会関東会（担当部署：同会内の千葉委員会）

商品内容：知財情報発信サイト

依頼効果：知財相談案件の増加、各企業の知財活用の活性化

閲覧対象：知財にあまり関わる機会がなかった中小零細企業・個人事業主

掲載概要：知財相談会場、セミナー紹介、基礎知識の提供、補助金情報、等

行動想起：サイト閲覧者に知財権取得を検討してもらい、知財相談等で弁理士への依頼を促したい

備考：WordPress で実現したい。依頼者所有 Web サイト内のサブドメインにて本件 WordPress ページを展開します。

【採用方法】

・募集時に、採用希望者の個人情報（必須）、実績（必須）、見積額（必須）、その他、採用希望者が採用に必要と考える情報をご提供ください。

・依頼者の評価基準（未公表。作成経験、納期、見積額、サイト独創性、等を重視。）に沿って採用者を決定します。

・採用後のスケジュールは以下の通りです。

07/13 水 12:00 募集締切

07/19 火 16:00 採用者決定（採用者のみに連絡します。）

07/22 金 09-17 時の間の 1 時間程度 採用者・依頼者と打合わせ

08/10 水 09-17 時の間の 1 時間程度 作成中間報告 1

08/24 水 09-17 時の間の 1 時間程度 作成中間報告 2

08/31 水 納品・09-17 時の間の 1 時間程度 作成完成報告

（仮）09/30 金 15:00 まで 報酬の支払完了（具体的な振込日は追って連絡）

- ・依頼者の都合上、上記スケジュール（特に納期）の変更は原則できません。
- ・採用者には一般的な内容の業務委託契約書を締結して頂きます（契約内容は応相談）。依頼者側の原因に基づいて採用者側に損害発生した場合、損害賠償請求の規定もありますが、常識の範囲内だと考えますので、必要以上にご心配なさらないようお願いいたします。
- ・採用者決定には 7/19 火の依頼者側役員会承認が必要なことをご了承ください。
- ・08/10 水又は 08/24 水の途中経過報告にて依頼者が 08/31 火の納品期限を守れないと判断した場合、採用者との依頼契約を依頼者が一方的に破棄し、依頼者から採用者に対して一切の報酬は支払われない場合があることをご了承ください。
- ・画像やイラストを使うときは、著作権フリーのもの、または、著作権を買い取ることができ、将来著作権に関する追加の費用が発生しないようにしてください。著作権に関する費用も、上記金額に含めてください。

【依頼内容】

- ・現状、依頼者は以下記載の「具体的なサイト内容案」をイメージしています。
- ・依頼者は、作成物の一例として以下のサイトをイメージしています。
参照 知的財産ナレッジ Web サイト <https://ipe.jpaa-kanto.jp/>
- ・依頼者の希望は、上記した依頼効果「知財相談案件の増加、各企業の知財活用活性化」であり、「具体的なサイト内容案」の正確な実現ではありません。
- ・依頼者の希望が客観的に期待できる提案がされた場合、以下の「具体的なサイト内容案」を破棄し、提案された「新しいサイト作成案」を採用することも可能です。

【サイトイメージ】

Top ページでサイト全体のメッセージが伝わる構成にする。

サイト作成の

目的 Why：知財で千葉県の企業を強くする。

方法 How：千葉に関する知財情報の提供

内容 What：知財相談、セミナー、補助金、基本知識（文字、動画）、委員会活

動情報

当方が良い印象を抱いた既存の Web サイト例

(1) 株式会社えがお：<https://join-egao.jp>

(2) サンプル法律事務所：<https://demo.dev3.biz/law/>

【具体的なサイト内容案】

合計 7 頁（内訳：Top ページ：1、サブページ：5、問い合わせページ 1）

次頁以降に記載

【Top ページ】

株式会社えがお：<https://join-egao.jp> のイメージに沿って説明する。

1. TOP 画像及びその下に記載するメッセージ

- ・TOP 写真：(一案) トップ画像で千葉委員会の委員の顔写真を回転

メッセージ：以下の通り。

『 知財で千葉県の企業を強くする。』

1. 「私たち」とは(注釈：該当ページにリンク)

「私たち」は「日本弁理士会関東会千葉委員会」です。弁理士とは知的財産権に関する国家資格の専門家です。その弁理士全員に加入が義務づけられているのが日本弁理士会であり、関東会千葉委員会とは関東地域で活動する有志の弁理士が千葉県内で知財に関するボランティア活動をする集団です。

つまり、私たちは、通常の特許事務所や、知的財産分野が得意な法律事務所のような通常法律業務を行う団体ではなく、有志の弁理士が自分の所属事務所の垣根を超えて知財業界の活性化のために幅広い情報やボランティア活動を提供している団体です。

続きは[こちらをクリックしてください。\(注釈：該当ページにリンク\)](#)

2. 知財情報を知る (注釈：該当ページにリンク)

知財に関する疑問の Q&A、YOUTUBE 動画解説、成功・失敗事例集など、新たな商品やサービスを知的財産権で保護・活用するために知っておきたい基本情報をご説明します。

(1) 基本的な疑問を解決する | 知財 Q&A (注釈：該当ページにリンク)

Q. 知財ってなんですか？

A. 「知財」とは、「知的財産」又は「知的財産権」の略語です。人間の知的活動によって生み出されたアイデアや創作物などには、財産的な価値を持つものがあります。そうしたも

のを総称して「知的財産」と呼びます。知的財産の中には特許権や実用新案権など、法律で規定された権利や法律上保護される利益に係る権利として保護されるものがあります。それらの権利は「知的財産権」と呼ばれます。知的財産権には、主に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、育成者権、回路配置利用権などがあります。

続きは[こちらをクリック](#)してください。(注釈：該当ページにリンク)

(2) [動画で学ぶ | 千葉委員会 YOUTUBE チャンネル](#) (注釈：該当ページにリンク)

私たちは YOUTUBE で知財動画を提供しております。初心者向けの動画もたくさん用意しておりますのでお気軽にご覧ください。また、「こんな動画を作って欲しい」というリクエストも気軽にお受けいたしますので、YOUTUBE 動画内のコメントやお問合せフォームからご連絡ください。

[千葉委員会 YOUTUBE チャンネル](#) (注釈：以下 URL ハイパーリンク)

https://www.youtube.com/channel/UCFX_T4uT3yVWqGqFRbGnH0w/videos

(3) [成功・失敗事例集](#) (注釈：該当ページにリンク)

成功商品例：ハイブリットファン

商品説明：天井型空調機の吹出口用ファン

権利者：株式会社潮

会社概要：施設空調関連

知的財産権：特許権の取得

開発後の変化：特段の営業活動もせずに毎月コンスタントに売上を計上



成功ストーリー：

開発のきっかけはボール紙を貼付けた空調機。ボール紙は冷房の風が直接当たらないように工夫されていました。そのとき、同社社長は自宅の天井扇を見上げ、これを空調機に付けたらどうなるのかと考えたそうです。空調風を分散させ、空気の流れをつくる同社商品のハイブリッドファンの誕生です。この商品は天井型既設空調機などに簡単に取り付けることができます。また、空調の風で回るので、エネルギーをまったく消費しないのも大きな特徴です。(続く)

続きは[こちらをクリック](#)してください。(注釈：該当ページにリンク)

(4) [知財リンク集](#) (注釈：該当ページにリンク)

知財に関する様々なリンク集をご用意しております。

3. [セミナー&知財相談情報](#) (注釈：該当ページにリンク)

(1) [公共団体が行う千葉県内の無料のセミナー情報](#) (注釈：該当ページにリンク)

千葉県や県内の公共団体が主催する知的財産セミナーやイベントに関する情報を掲載しています。今年度のセミナー名称、開催場所、日時、定員だけでなく、過去のセミナーの一覧、知財相談窓口のご案内など、千葉県が公表している知財関連情報が多数記載されています。

千葉県主催セミナー：<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/chizai/index.html>

(2) 私たちが主催・共済する無料のセミナー情報（注釈：該当ページにリンク）

私たちは基礎から応用まで多種多様な知財セミナーを開催しております。セミナーの終了後には個別相談会も開催しておりますので、お気軽にご参加をお待ちしております。

弁理士会主催の知的財産セミナー：<https://www.jpaa-kanto.jp/consuls/seminars>

(3) 千葉県内の相談会場での無料のご相談（注釈：該当ページにリンク）

私たちは千葉県内にある知財関連の公共団体会場を通して無料相談を行っております。

自社の新たな商品やサービスをどのように知的財産権で保護すれば良いかわからない、他社から販売されている自社の模倣品をどのように対処したら良いかわからない、外国で知的財産権を取得したい、といった知的財産に関する相談に対して、お答えします。

企業の担当者だけでなく個人発明家のご相談も受け付けておりますのでお気軽にご相談ください。

(4) 『弁理士ナビ』による弁理士検索

日本弁理士会は弁理士を検索するのに便利なウェブサイト『弁理士ナビ』を提供しております。弁理士の氏名、事務所名、地域名、相談内容、専門分野など、依頼者の要望に応じて最適な弁理士や事務所を探し出すことができます。

ご相談者の近くで活動する弁理士やご相談内容に適した弁理士を探したいときなどにご利用ください。

弁理士ナビ：<https://www.benrishi-navi.com>

(5) 『弁理士紹介制度』について

日本弁理士会は弁理士を検索するのに便利なウェブサイト『弁理士ナビ』を提供しております。弁理士の氏名、事務所名、地域名、相談内容、専門分野など、依頼者の要望に応じて最適な弁理士や事務所を探し出すことができます。

ご相談者の近くで活動する弁理士やご相談内容に適した弁理士を探したいときなどにご利用ください。

続きは[こちらをクリック](#)してください。（注釈：該当ページにリンク）

4. 知財に関するお金を知る (注釈：[該当ページにリンク](#))

知的財産権の取得や維持には費用がかかる場合があります。その反面、それに対する特許庁費用の減額・免除制度や、千葉県内行政の補助金制度もあります。

(1) 権利取得・維持費用 (注釈：[該当ページにリンク](#))

特許庁管轄の知的財産権を取得するためには特許印紙代を支払う必要があります。また、代理人に権利取得を依頼する場合には代理人費用が追加で発生します。各権利の取得費用の一覧をリンク先に記載していますのでご参考になさってください。

続きは[こちらをクリック](#)してください。(注釈：[該当ページにリンク](#))

(2) 特許庁費用の減額・免除制度 (注釈：[該当ページにリンク](#))

特許庁が提供する減額・免除制度です。一定の要件を満たした中小企業や個人等につき、特許権取得の際に必要な審査請求料（請求項 10 で約 18 万円）や、第 1 年分から第 10 年分までの特許料（請求項 10 で約 25 万円）が減額（1/2～2/3 の割引）又は免除（無料）になります。

続きは[こちらをクリック](#)してください。(注釈：[該当ページにリンク](#))

(3) 千葉県内行政の補助金制度 (注釈：[該当ページにリンク](#))

補助金とは『支払済額に応じて後から支払われる返済義務のないお金』です。知的財産権の種類や企業住所地によって利用可能な補助金が異なります。

続きは[こちらをクリック](#)してください。(注釈：[該当ページにリンク](#))

5. 活動報告 (注釈：[該当ページにリンク](#))

私達の課外活動や定例会のご報告をします。

(注釈：同名タイトルのサブページへリンクさせます)

その他、千葉委員会募集！なども。

続きは[こちらをクリック](#)してください。(注釈：該当ページにリンク)

6. お問い合わせフォーム

何か分からないことがあればこちらのお問い合わせフォームにご入力ください。

【必須】お名前

【必須】メールアドレス

【必須】メッセージ本文

【サブページ1】

「私たち」とは

～世界を動かそうと思ったら、まず自分自身を動かせ～
古代ギリシアの哲学者 ソクラテス

私たち、弁理士会関東会千葉委員会をご紹介します。

目次

1. 「私たち」とは
2. 活動内容
3. 弁理士会関東会の組織について

1. 「私たち」とは

「私たち」は「日本弁理士会関東会千葉委員会」です。弁理士とは知的財産権に関する国家資格の専門家です。その弁理士全員に加入が義務づけられているのが日本弁理士会であり、関東会千葉委員会とは関東地域で活動する有志の弁理士が千葉県内で知財に関するボランティア活動をする集団です。

つまり、私たちは、通常の特許事務所や、知的財産分野が得意な法律事務所のような通常の法律業務を行う団体ではなく、有志の弁理士が自分の所属事務所の垣根を超えて知財業界の活性化のために幅広い情報やボランティア活動を提供している団体です。

2. 活動内容

私たちが目指すことは、千葉を「日本一の知財県」にすることです。

千葉県内の企業、個人事業主、教育機関の知財マインドを向上させるべく、千葉県内で無料発明相談、知財セミナー、知財授業などを実施しています。また、毎月1回の定例会があり、実施報告、千葉県内の知財イベント、動画作製の企画をしています。また、千葉委員の弁理士は情報交換しながら各自の情報をアップデートするだけでなく、弁理士スキルを高めあっています。

3. 弁理士会関東会の組織について



日本弁理士会には、全国9地域会があり、関東会はそのうちの一つです。我々千葉委員会は、千葉の企業・教育機関・自治体は関東会に所属しており、主に千葉で活動しています。

千葉県内の自治体と協同で無料セミナーを開いたり、商工会議所などで無料相談を実施したりしています。または、教育活動にも力を入れており、弁理士会関東会の知財創造教育支援委員会とともに、千葉県内の学校にて知財授業を行っております。

【サブページ2】

知財情報を知る

～ 知識は恐怖にとっての解毒剤である。～
米国思想家 ラルフ・ウォルドー・エマーソン

よくある質問、事例集、各種セミナーの知財情報を以下にご紹介します。
怖がらずにお読みいただければ解決策が見つかるかもしれません。
それでも解決策が見つからなければお気軽にご相談下さいませ。

目次

- 1. 基本的な疑問を解決する | 知財 Q&A (注釈：該当ページにリンク)
- 2. 動画で学ぶ | 千葉委員会 YOUTUBE チャンネル (注釈：該当ページにリンク)
- 3. 成功・失敗事例集 (注釈：該当ページにリンク)
- 4. 知財リンク集 (注釈：該当ページにリンク)

1. 基本的な疑問を解決する | 知財 Q&A

知財とは

Q. 知財ってなんですか？

A. 「知財」とは、「知的財産」又は「知的財産権」の略語です。人間の知的活動によって生

み出されたアイデアや創作物などには、財産的な価値を持つものがあります。そうしたものを総称して「知的財産」と呼びます。知的財産の中には特許権や実用新案権など、法律で規定された権利や法律上保護される利益に係る権利として保護されるものがあります。それらの権利は「知的財産権」と呼ばれます。知的財産権には、主に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、育成者権、回路配置利用権などがあります。

商品開発したらどうしたらよいか

Q. 新商品に自分のお気に入りの名前をつけたいです。お気に入りの名前をつけて販売してしまっても良いですか？

A. 商品を販売する前にまずはその名前が商標登録がされているか確認しましょう。自分がその名前をつけたい商品に同じ名前または似ている名前が商標登録されていると、商標権侵害になってしまうおそれがあります。同じ名前または似ている名前が商標登録されている場合は、弁理士に相談した上で、そのような名前を使うのを控えるのが良いかもしれません。

Q. 新しい製品を開発したので特許を取りたいのですがどうしたらよいですか？

A. 発明の内容を記載した特許出願書類を特許庁に提出（出願）し、特許可否の審査に通ることにより、特許権を取得することができます。

今回の場合、新しい製品の特許化したいとのことですので、その製品のなかで技術的に工夫した部分（他にはない新しい部分）を説明した特許書類を作成する必要があります。

特許権を取得したい場合、弁理士に特許出願書類の作成を依頼するか、ご自身で特許出願書類を作成する必要があります。

弁理士に特許出願書類の作成を依頼する場合、知財相談会にて窓口担当の弁理士にご相談するか、弁理士ナビから弁理士をお探しの上、ご依頼をお願いします。（注釈：赤字の「知財相談会」で「02 相談する」に、「弁理士ナビ」で「<https://www.benrishi-navi.com/>」にハイパーリンクさせてください。）さらに、弁理士紹介制度により、近い技術分野の弁理士や近い地域の弁理士を紹介することもできます。（「弁理士ナビ」で「

kanto.jp/introduce」にハイパーリンクさせてください。)

ご自身で特許出願書類を作成する場合、工業所有権情報・研修館が提供する以下 URL に書式や記載方法が掲載されていますので、ご参考になさってください。

工業所有権情報・研修館：<https://www.inpit.go.jp/blob/archives/pdf/patent.pdf>

Q. 自社製品が他社製品に似ているので訴えられないか心配です。

A. 自社製品が他社製品に似ているというだけで訴えられてしまうことはありません。

ただし、自社製品が他社製品を完全にコピーしてそれを販売している場合、特許権や商標権、不正競争防止違反等の法律違反に該当する可能性があります。

弁理士にご相談の上、しっかりと調査をすることをお勧めします。

Q. キャラクターを商品につけたいのですが。

A. 自分（自社）で創作したキャラクターであれば、それを商品につけることはできます。

そのキャラクターの著作権は自分（自社）にあるからです。

しかし、そのキャラクターが他人が創作したキャラクターであれば、その方に使用許諾を受けないとそのキャラクターを付けることができません。どのように進めればよいかわからない場合は弁理士にご相談ください。

Q. お金がありません。特許出願はあきらめなければなりませんか？

A. 住んでいる地域によりますが、補助金制度、助成金制度があります。[こちらのページ](#)を

参考にしてください。(注釈：赤字の「こちらのページ」で「07 知財に関するお金を知る」

にハイパーリンクさせてください。)

弁理士とは

Q. 弁理士とはどういう職業の人ですか？

A. 弁理士は、知的財産に関する専門家として、企業や事業者の活動を支援し、産業と社会の発展に貢献しています。大多数の弁理士の主業務は特許権・実用新案権・意匠権・商標権の権利取得に関する特許庁への代理業務であり、その他の業務として知的財産に関する様々な分野の業務をこなしております。弁理士資格は国家資格であり、年に一回実施される弁理士試験の合格率は例年 7～8%です。

Q. 弁理士や特許事務所によって得意・不得意があるのですか？

A. はい。あります。例えば、お医者さんにも内科、外科、耳鼻咽喉科などあるように、弁理士や特許事務所にも特許が得意、商標が得意、訴訟が得意、知財コンサルティングが得意などと様々です。特許分野でも機械系、電気系、化学系、医薬系など得意分野が様々です。また、特許事務所の規模によっては大企業・中小企業の対応可否も異なってきます。弁理士や特許事務所によって得意・不得意は問い合わせ時にお尋ねください。

Q. 弁理士の報酬金額は、弁理士によって違うのですか？

A. はい、異なります。

従来は日本弁理士会が定めた「弁理士報酬額表（料金表）」がありましたが、それが平成 13 年に撤廃されたので、現在は料金設定は自由化されています。そのため、報酬は各弁理士によって変わります。

おおよその報酬金額は特許事務所のホームページに記載されておりますので、料金の詳細をお知りになりたい場合、各弁理士や特許事務所にお気軽にお問い合わせください。

なお、平成 15 年に**特許事務報酬(弁理士手数料)に関するアンケート結果**を日本弁理士会が実施しておりますのでご参考になしてください。

（注釈：赤字の「**特許事務報酬(弁理士手数料)に関するアンケート結果**」で

「https://www.jpaa.or.jp/old/consultation/commission/pdf/tokkyojimuhousyuuankt_2003053

0.pdf」にハイパーリンクさせてください。)

相談

Q. 簡単な知的財産の相談をしたいのですが。

A. わたしたちは所定の会場で無料の知財相談会を実施しています。そこで相談してみてもいかがでしょうか？（注釈：赤字の「知財相談会」で「無料相談」にハイパーリンクさせてください。）

また、千葉県内には多くの特許事務所（弁理士事務所）がありますので、そちらの事務所の弁理士にお気軽にご相談ください。その際、相談の有料・無料などは各弁理士によって異なりますので事前にご確認ください。弁理士や特許事務所の探し方が以下の Q&A をご覧ください。

Q. 弁理士または特許事務所を探しています。

A. 日本弁理士会のホームページには「弁理士ナビ」というものがあります。

弁理士ナビでは、「事務所を探す」→「地域を指定する」からご希望の地域の特許事務所をお探し頂くことができます。また、「弁理士を捜す」→「相談内容を指定する」から相談内容に対応可能な弁理士をお探し頂くこともできます。様々な検索条件をご設定の上で弁理士や特許事務所をお探し頂けますので、お気軽に「弁理士ナビ」サイトにアクセスをお願いします。

弁理士ナビ：<https://www.benrishi-navi.com/>

2. 動画で学ぶ | 千葉委員会 YOUTUBE チャンネル

私たちは YOUTUBE で知財動画を提供しております。初心者向けの動画もたくさん用意しておりますのでお気軽にご覧ください。また、「こんな動画を作って欲しい」というリクエストも気軽にお受けいたしますので、YOUTUBE 動画内のコメントやお問合せフォームからご連絡ください。

千葉委員会 YOUTUBE チャンネル（注釈：以下 URL ハイパーリンク）

https://www.youtube.com/channel/UCFX_T4uT3yVWqGqFRbGnH0w/videos

3. 成功・失敗事例集

特許に関する成功事例

商品名：ハイブリッドファン

商品説明：天井型空調機の吹出口用ファン

権利者：株式会社潮

会社概要：施設空調関連

知的財産権：特許権の取得

開発後の変化：特段の営業活動もせずに毎月コンスタントに売上を計上

成功ストーリー：

開発のきっかけはボール紙を貼付けた空調機。ボール紙は冷房の風が直接当たらないように工夫されていました。そのとき、同社社長は自宅の天井扇を見上げ、これを空調機に付けたらどうなるのかと考えたそうです。空調風を分散させ、空気の流れをつくる同社商品のハイブリッドファンの誕生です。この商品は天井型既設空調機などに簡単に取付けることができます。また、空調の風で回ることで、エネルギーをまったく消費しないのも大きな特徴です。

開発の際、重量 1 kg を目安に試作品を 100 個ほど作り、顧客のオフィスで試用してもらったそうです。その結果、冷房の場合、試作品未装着だと天井付近と床の温度差が 10℃以上あったのに対し、試作品を取り付けることでその温度差が 1℃になるというデータを得ることができました。これは、夏の冷房時に設定温度を上げられるとともに、冬の暖房時に設定温度を下げられるので、大きな省エネ効果と CO2 削減効果をアピールすることができます。同社はこの商

品の技術について特許権を取得しました。

そして、2005 年 1 月に同商品を発売。大量注文を受けたのは着想から 1 年半後だったそうです。販売当初から、事務機器関連の展示会に出展したものの、特段の営業活動をしていなかったそうです。それにもかかわらず、毎月 1,000 台ほどの注文があるとのこと。売上好調の要因は、同商品取付済みの顧客のオフィスや店舗がショールームの役割を果たしてくれているからだそうです。

同社は、同商品があまりにも単純な構造なので特許をとれるとは考えていなかったそうです。同じことを考える人はいるものの、その発想を商品レベルの形にすることが重要という典型例ですね。むしろ、同商品の構造がシンプルである故に、それを守る特許の力が大いに活かされていると言えます。

参考文献：日本弁理士会発行「ヒット商品はどうして生まれた（令和元年度版）」第 91-92 頁

<注釈：「ヒット商品はどうして生まれた（令和元年度版）」に以下 URL をハイパーリンク。

>



意匠・商標に関する成功事例

商品名：ポストフレックス

商品説明：凸形状の路上オレンジポール（視線誘導標）

権利者：保安道路企画株式会社

会社概要：工事現場使用製品の販売・レンタル

知的財産権：意匠権、商標権の取得

開発後の変化：大手4社独占状態から販売3年で全国シェア **25%**奪取、新卒志望者激増

成功ストーリー：

従来品は丸形状のオレンジポール。価格・性能はどこも同じであり、自動車衝突時の復元力はあまりありませんでした。その問題を解決するため、**2000**年に同社を引き継いだ現在の二代目社長は、**2003**年**3**月に凸型断面のオレンジポールを新商品として開発・販売。新商品は従来品より価格を**43%**低減、強度を**49%**アップ。また、施工の容易性、ポール部分のみの交換可能によるメンテナンス費用の軽減。併せて、同社は新商品について意匠権・商標権を取得し、市場で同商品を独占する権利を得ました。

販売当初、同社は新商品の営業に苦労したそうです。同社の新商品は安全・信頼が必要な公共道路の使用商品であり、その顧客の多くが地方自治体であり、新商品の形状が公共用商品にはあまりにも革新的であるため、市場でなかなか受け入れられなかったようです。

しかしながら、商品発売から半年ほど経った頃、地元の道路で採用されました。それまでの実績で会社に信用があったからです。また、自社営業担当が顧客からの要望を聞き取り、開発担当が商品を改良し続けました。その結果、出荷数が着実に伸び続け、全国で採用が進んでいきました。

開発前は大手4社独占状態の市場でしたが、開発販売3年後には全国シェア **25%**を得るまでに新商品は成長しました。また、新商品のヒットにより新卒志望者が激増し、開発前には**10**名弱だった同社が社員数**30**名、平均年齢**29**歳の若い会社に生まれ変わりました。

参考文献：日本弁理士会発行「ヒット商品はこうして生まれた（令和元年度版）」第129-130頁

<注釈：「ヒット商品はこうして生まれた（令和元年度版）」に以下 URL をハイパーリンク。

>

https://www.jpaa.or.jp/webbook/r1hit/#target/page_no=1



その他の成功事例

特許庁は「**千葉県における知財活動の概要**」という資料に以下の内容を紹介しています。

- I. 知的財産の現状
 1. 知的財産戦略
 2. 出願動向
 - (1) 出願・登録状況
 - (2) 地域団体商標の取得及び地理的表示保護制度の登録状況
 3. 支援人材
 - (1) 弁理士登録人数・知財総合支援窓口支援人材
 4. 支援推進体制
 5. 支援事業
 - (1) 県による事業
 - (2) 国との連携事業
- II. 産業特性と知的財産活用事例

1. 産業特性
2. 県内企業等による知的財産活用事例
 - ・ アシザワ・ファインテック株式会社
 - ・ したのはらプレスサービス株式会社
 - ・ ネッパジーン株式会社

III. 参考資料



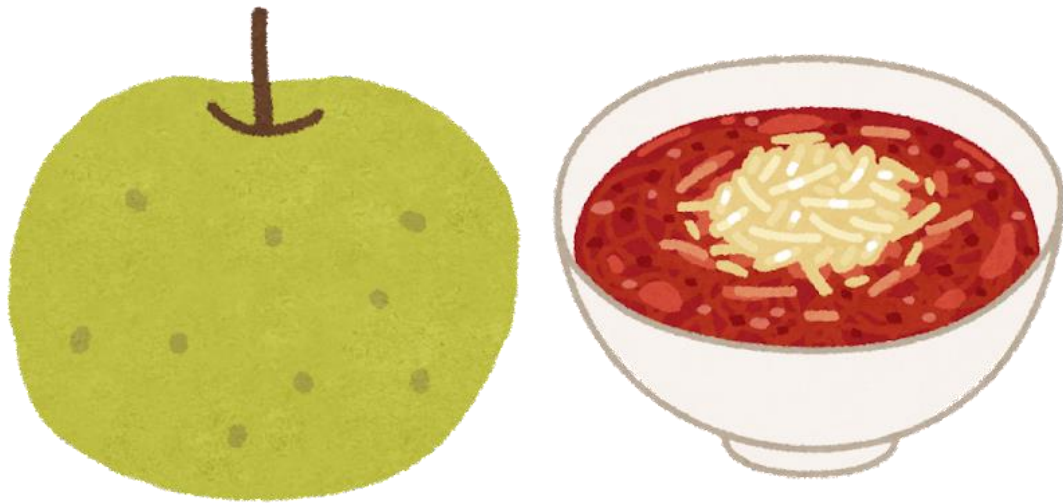
<注釈：「千葉県における知財活動の概要」に以下 URL をハイパーリンク。>

https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/chiiki_report/document/h29/12.pdf

また、特許庁は「**地域団体商標事例集 2016**」の資料内において、千葉県内の地域団体商標の事例に以下の2つを取り上げています。

第 16 頁：西因幡農業協同組合「しろいの梨」

第 20 頁：ONE 勝浦企業組合「勝浦タンタンメン」



<注釈：「地域団体商標事例集 2016」に以下 URL をハイパーリンク。>

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/document/tiikibrand/katsuyojirei2016.pdf>

特許に関する失敗事例

事案名：製造下請会社の乱

当事者 A：家庭用健康機器のファブレス企業

当事者 B：機器の製造下請会社

知的財産権：特許権

失敗ストーリー：

当事者 A は、家庭用健康機器の新製品の開発につき、製品アイデアのみを自社で発明し、試作品や製品の製造を他社に委託しています。

当事者 B は、他社の依頼に応じて各種機器の試作品を作成しています。

当事者 A は、当事者 B に試作品作成を依頼するにあたって、当事者 A が発明した製品 X のアイデアの特許出願 a をした上で、そのアイデアを秘密にする旨の契約書を交わしました。

ここで、この契約書はインターネットで公開されている法律文書書式集サイトからダウンロードしてきた簡易版でした。そのため、その契約書には『当事者 A が発明した製品 X のアイデアを秘密にしなければならない。』ことは記載されていましたが、その製品 X のアイデアがどのような内容であるか、その秘密を公開したときの罰則規定、そのアイデアの改良アイデアの取扱規定など、製品開発に必要な条項が一切記載されていませんでした。

契約書締結後、当事者 A が発明した製品 X のアイデアに基づき当事者 B が試作品を作成し

たところ、当事者Aが想定していた製品効果があまり得られませんでした。

そこで、当事者Bは当事者Aに対して製品Xの改良アイデアを提案するなど、一年間掛けて改良試作品を作り出しました。当事者Bはこの改良試作品に満足していますが、当事者Aはまだ納得していません。そのため、当事者Aの GO サイン待ちで製品開発がストップしてしまいました。その間、当事者Bは当事者Aから試作品作成にかかる費用を支払って貰えず、それがいつ支払われるかも不明な状況です。

そのため、当事者Bは、当事者Aに告知することなく、改良試作品に関する健康機器Yの発明について特許出願bをした上で、改良製品Yの製造・販売を開始してしまいました。

その後、2つの特許出願a，bはいずれも特許権a，bになりました。

当事者Aは、当事者Bに対して、秘密保持契約違反や特許権aに基づき、改良製品Yの製造・販売を中止するように警告しました。けれども、改良製品Yは製品Xと技術的特徴が異なるため、特許権も侵害していません。

当事者ABは、お互いの弁理士・弁護士に仲介してもらって協議を重ねましたが、法律上、秘密開示にも特許権侵害にもならないことには明らかなため、協議不調になりました。

結局、当事者Aは当事者Bの改良製品Yの製造販売を止めることができず、当事者Bだけが利益を得る結果となりました。

対策：秘密保持契約の内容に不備がありました。第三者に製造を委託する際には、改良品の取り扱いなど様々な状況を予測し、それに対応し得る契約を締結しましょう。



商標に関する失敗事例

事案名：小規模店舗への権利行使

当事者A：千葉県内のある町の靴の販売店。チェーン展開なく1店舗のみで営業

当事者B：音楽再生機器等で有名な超大型機械メーカー

知的財産権：商標権・不正競争防止法違反

裁判：ウォークマン事件、千葉地判平 8.4.17

紛争ストーリー：

当事者Aは、「有限会社ウォークマン」という商号（会社の名前）で『WALKMAN』（読み方：ウォークマン）という店名の靴屋を営んでいました。このお店は海外や若者に人気の靴を厳選したセレクトショップであったので、ある駅前の小さなビルの地下一階での一店舗営業にもかかわらず、色々な地域から来客するほど大繁盛していました。そのため、最寄駅には『WALKMAN』と靴のマークが併記された大きく目立つ看板が常設されていました。

当事者Bは『WALKMAN』という商品名の携帯用音楽プレイヤーを世界的に販売する超大手企業です。当事者Bは音楽プレイヤーについて商標権を保有していますが、靴の製造販売をしていないため、靴又は靴の小売業についての商標権を有していません。

当事者Bは当事者Aの看板から当事者Aが靴屋の店舗名に『WALKMAN』を使用していることに気がついたものの、靴の小売業等について商標権を有していなかったことから、『WALKMAN』の著名商標に基づいて当事者Aの商号及び店舗名の不正競争防止法違反で警告・裁判提起をしました。

裁判では、当事者Aの「ウォークマン」の使用は商標としての使用になり、当事者Bと経済上・取引上何らかの特別な関係があると誤認するおそれがあるとして、当事者Aの商号及び店舗名に『ウォークマン』を使用することを禁止。また、損害賠償金の支払いも命じました。

対策：自社は中小企業だから知財紛争とは関係ないという思い込みが不幸を招きました。知財紛争は企業の規模に関係なく企業活動に影響を及ぼします。商号、店舗名、商品名、サービス名など、商売に関する名前やマークを使用する場合には必ず商標登録を意識しましょう。



4. 知財リンク集

発明や商品・サービス名の権利化について相談したい

- [【千葉県内の知財相談情報】](#)

- [関東会知財無料相談オンライン予約](#)

- [知財総合支援窓口](#)

知財についてのセミナー等を受講したい

- [千葉委員会の相談会・セミナー等](#)

- [関東会知財セミナー](#)

- [公益財団法人 千葉県産業振興センター](#)

- [千葉市産業振興財団・千葉市ビジネス支援センター](#)

知財の事業活用例などを知りたい

- [千葉県内の知財案件事例](#)

- [社長の知財×もうけの花道](#)

- [千葉委員会 Youtube 知財に役立つ動画集](#)

知財事業に活かせる資金調達について知りたい

- [助成金メニュー【千葉県産業振興センター】](#)

- [知的財産に関する総合支援【千葉県】](#)
- [知財活用融資【千葉銀行】](#)
- [補助金ポータル\(都道府県、分野別で検索できます。\)](#)
- [東京都の補助金の一覧](#)

知的財産権を検索したい

- [J-Plat Pat（特許・実用新案・意匠・商標検索）](#)

弁理士を探したい

- [弁理士ナビ](#)

日本弁理士会、日本弁理士会関東会の活動について知りたい

- [日本弁理士会 ホーム](#)
- [日本弁理士会 関東会](#)
- [日本弁理士会パテントコンテスト](#)

知的財産権全般について知りたい

- [特許庁](#)
- [INPIT\(独立工業所有権情報・研修館\)](#)
- [一般社団法人発明推進協会](#)
- [一般社団法人千葉県発明協会](#)

【サブページ3】

知財の悩みを相談する

～ 本気ですれば誰かが助けてくれる。～
元プロ野球選手・監督 長嶋茂雄

知財に関するお悩みは
経験豊富な私たちが本気で助けいたします。

- 1. 私たちが主催・共済する無料のセミナー情報（注釈：該当ページにリンク）
- 2. 公共団体が行う千葉県内の無料のセミナー情報（注釈：該当ページにリンク）
- 3. 無料相談

1. 私たちが主催・共済する無料のセミナー情報

私たちは基礎から応用まで多種多様な知財セミナーを開催しております。セミナーの終了後には個別相談会も開催しておりますので、お気軽にご参加をお待ちしております。

弁理士会主催の知的財産セミナー：<https://www.jpaa-kanto.jp/consuls/seminars>

2. 公共団体が行う千葉県内の無料のセミナー情報

千葉県や県内の公共団体が主催する知的財産セミナーやイベントに関する情報を掲載しています。今年度のセミナー名称、開催場所、日時、定員だけでなく、過去のセミナーの一覧、知財相談窓口のご案内など、千葉県が公表している知財関連情報が多数記載されています。

千葉県主催セミナー：<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/chizai/index.html>

3. 無料相談

商工会議所等での無料相談

私達は千葉県内の各会場にて無料の知財相談室を開催しています。

相談をご希望の場合、各会場にご予約をお願いします。

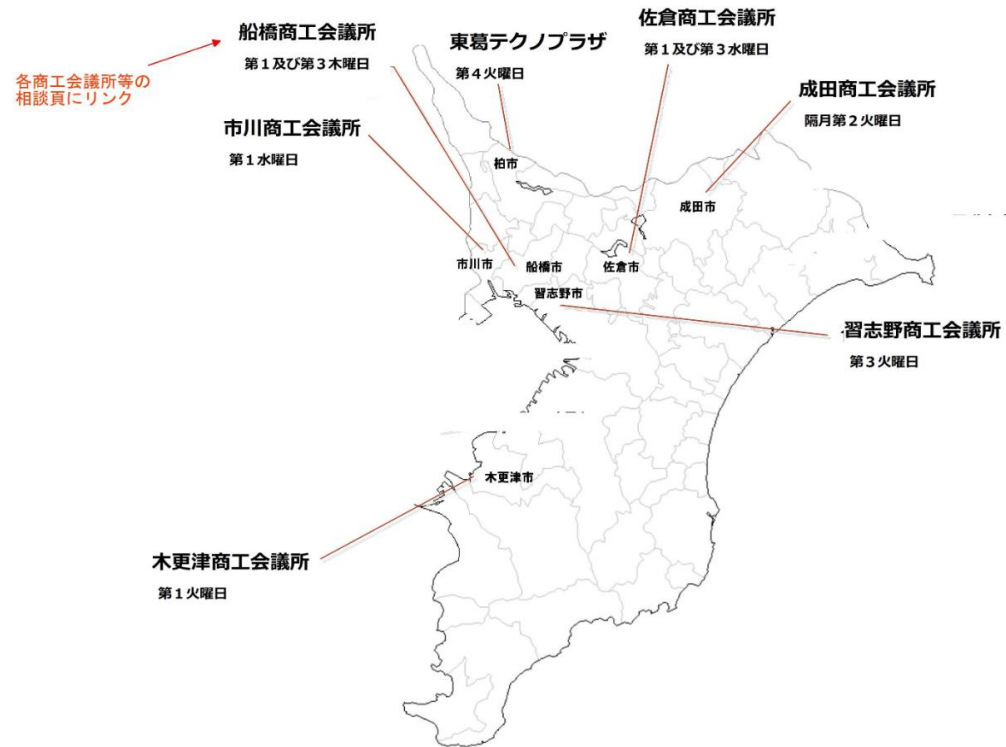
オンライン相談をご希望の場合、お問合せフォームにてその旨をご連絡下さい。

<注釈>

以下の千葉県地図の該当地域又は会場名をクリックすると該当するハイパーリンク先のサイトにジャンプする使用にしたいと考えておりますが、検討中です。

◆知財相談室開催地

※商工会議所の名称をクリックすると、各商工会議所の相談室の紹介頁にジャンプします。



(注釈：ハイパーリンク先一覧 千葉県地図に記載の会場名から以下 URL にハイパーリンクさせてください。)

船橋商工会議所

毎月第1、第3木曜日 13:00～16:00

<https://www.e-funabashi.com/archives/518>

佐倉商工会議所

毎月第1、第3水曜日 13:00～16:00

<https://www.sakura-cci.or.jp/invention180517.html>

市川商工会議所

毎月第1水曜日 13:00～16:00

<https://www.ichikawa-cci.or.jp/consultation/>

習志野商工会議所

毎月第3火曜日 13:00～16:00

<https://www.narashino-cci.or.jp/contact.html>

木更津商工会議所

毎月第1火曜日 13:00～16:00

https://www.kisarazu-cci.or.jp/mn_1-02-2/

成田商工会議所

偶数月 第2火曜日 13:00～16:00

<http://www.naritacci.or.jp/?p=21293#t>

東葛テクノプラザ

毎月第4火曜日 13:00～16:00

<https://ttp.or.jp/articles/num/18>

知財総合支援窓口

知財総合支援窓口は、特許庁に関連する工業所有権情報研修館が運営し、日本弁理士会が特許庁の依頼に応じて派遣した弁理士が相談対応する窓口です。

千葉県の知財総合支援窓口は JR 千葉駅近くにあります。詳細な情報・場所・予約方法

等は以下の URL からご確認ください。

千葉県の知財総合支援窓口：<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/chiba/>

常設知的財産相談室

東京都千代田区霞が関にある弁理士会館 1 階では弁理士が「無料」で知的財産に関する相談会を実施しております。特許、意匠、商標などの知的財産に関することについて、権利化や侵害等に関する調査、出願手続、権利侵害、ライセンス契約その他のお悩みや問題を、担当の弁理士にお気軽にご相談ください。

また、毎週木曜日には著作権相談専門の「著作権相談室」も同時開設中ですので、合わせてお気軽にご利用下さい。

常設知的財産相談室：<https://jpaa-soudan.jp>

その他の機関

千葉県内では、例えば、千葉県発明協会や千葉県産業振興センターなどの機関でも知財相談を受け付けております。気になる方は各所にお問い合わせ下さい。

千葉県発明協会：<http://chibakenhatsumei.jp>

千葉県産業振興センター：https://www.ccjc-net.or.jp/category_list.php?frmCd=45-3-1-0-0

【サブページ4】

知財に関するお金を知る

～ 怖かったら怖いほど逆にそこに飛び込むんだ ～

芸術家 岡本太郎

知的財産権に関する費用と補助金を一覧にしました。

知財に関するお金の知識はあなたの不安を小さくしてくれます。

＜要検討：以下の「権利取得費用」、「権利維持費用」、「審査請求料・特許料の減免」、「日本国内での権利取得に利用可能な補助金」、「海外での権利取得に利用可能な補助金」でサブページを分けたほうが良いのか悩んでいます。＞

権利取得費用

各権利の取得費用は以下の通りです。

大まかな権利取得額の一覧表を以下に示しますのでご参考になさってください。

A. 自分で権利取得手続きをする場合の参考費用

弁理士に代理を依頼せずにご自身で権利取得する場合の参考費用です。この費用は特許庁に支払う特許印紙代です。手続き内容によって費用は変動します。

ご自身で権利取得手続きをするメリットは弁理士手数料分だけ費用カットできることです。その反面、専門書類の作成と手続きを行うための高度な専門知識を身に付けなければならず、書類作成と手続きでミスすると二度と権利化できないというデメリットがあります。

特許権（例：権利期間 1 ～ 3 年分）：通常料金 約 18 万円／減額制度 約 8 ～ 10 万円

実用新案権（例：権利期間 1 ～ 3 年分）：約 2.5 万円

意匠権（例：権利期間 1 ～ 3 年度分）：約 2.5 万円

商標権（10 年分）：約 4.5 万円（1 区分。区分増加に伴い約 3.3 万円増加）

その他：正確な金額は**産業財産権関係料金一覧**をご確認下さい。

＜注釈：「**産業財産権関係料金一覧**」は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。＞

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>

B. 弁理士に代理を依頼して権利取得手続きをする場合の参考費用

ご希望の弁理士に書類の作成及び提出の代理を依頼して権利取得する場合の費用です。
つまり、この費用は、上記Aの特許印紙代＋弁理士手数料です。

弁理士に代理を依頼して権利取得手続きをするメリットは、書類作成と手続きの専門知識を有する弁理士に任せるため、ご自身で手続きするよりも権利取得確率が高まることです。その反面、弁理士手数料分だけ費用が余分にかかるデメリットがあります。

以下の費用はあくまでも目安です。弁理士が以下の金額で依頼を引き受けることを保証するものではありませんのでご了承下さい。

特許権（例：権利期間 1 ～ 3 年分）：通常料金 約 70 万円／減額制度 約 60 万円

実用新案権（例：権利期間 1 ～ 3 年分）：約 25 万円

意匠権（例：権利期間 1 ～ 3 年分）：約 18 万円

商標権（10 年分）：約 15 万円（1 区分。区分増加に伴い約 6 万円増加

なお、日本弁理士会は弁理士に関する報酬額を依頼者にアンケート調査し、弁理士手数料の分布を 2015 年に作成しました。詳細は**アンケート結果**をご参照下さい。

<注釈：「**アンケート結果**」は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。>

https://www.jpaa.or.jp/old/consultation/commission/pdf/tokkyojimuhousyuuankt_20030530.pdf

コラム：弁理士手数料が高すぎるんじゃないの？

弁理士手数料一覧を以下に記載します。弁理士手数料の計算方法は次の通りです。

弁理士手数料 ＝ B：弁理士依頼時の参考費用 － A：自分で手続き時の参考費用

弁理士手数料一覧

特許権：約 50 万円

実用新案権：約 22 万円

意匠権：約 15 万円

商標権：約 10 万円（1 区分の場合）

このコラムを書いている弁理士の私も皆様と同じように弁理士手数料が高いと思います（笑）。ただし、私が弁理士の仕事内容を全く知らなければと仮定したらです。弁理士自体が珍しい職業なので、その仕事内容をご存知の人はなかなかいらっしゃらないですよね。そのため、弁理士の仕事内容を少しご説明させていただきます。

例えば、弁理士が特許権を取得するための文章を作成するとします。特許権を取得するための文章とは、依頼者の発明内容を詳細に記載する『特許出願書類』などのことを指します。

『特許出願書類』を依頼者に提供しても問題のないくらいの最低限のレベルに弁理士の実力が到達するまでどれくらいの日数がかかると思いますか。週 5 日毎日記載したとしても、早い人で 1 年以上、一般的には 2 年以上かかると言われていています。依頼者の発明を正確に理解し、それを特許法の規定を満たす法律文書として特許出願書類に表現することは、技術的及び法的に高いレベルで要求されるからです。

また、その作業時間も一日で書き上げられるものではなく、平均して 1 週間くらいかかります。大作であれば 1 ヶ月以上かかるものもあるくらいです。

特許出願書類は日本語で書かれていますが、依頼者からは『日本語で書いているとはとても思えない。』というくらいに専門的に書かれています。私も弁理士でなければあまり読みたくないくらいに難解な文章です（笑）。

これは特許権取得だけでなく、実用新案権・意匠権・商標権を取得する際の書類にも専門内容が記載されております。そのため、弁理士に各権利取得の書類作成の話を好きなだけさせたら 1 ヶ月経っても終わらないくらいに、その書類には専門性と独自のノウハウが詰め込まれています。弁理士が飲み会をしたら必ず飲み会の話題に上がるくらいです。

それくらいに弁理士が行う仕事には高い専門性と作業労力が要求されるので、それだけの弁理士手数料がかかるということなんですね。

また、依頼者には、弁理士手数料をペイできるくらいのビジネスモデルが要求されるとい

うことでもあります。

知的財産権に関する商品の売上が 100 万円も満たないのであれば、弁理士手数料を支払うのはもったいないので、ご自身で権利取得をするか、権利取得すらししないでビジネスを行うことも視野に入れる必要があります。

その一方、知的財産権に関する商品の売上が 1,000 万円以上あるのなら、弁理士手数料は売上の 5 % を下回るため、ご自身で権利取得するよりも、弁理士に依頼して適切かつ最適な権利取得をおすすめしております。

つまり、弁理士としては、権利取得書類の専門性の高さや、権利取得に関するご依頼者のビジネスの売上額と権利取得費用との比較、などを依頼者に適切に説明し、依頼者から『弁理士手数料は安い』と言われるように努力しなければなりませんね。

弁理士手数料を含めて知的財産に関することではわからないことがあればお気軽にご相談下さいませ。

権利維持費用

権利を維持するためには年金（各年度分の登録料）を支払う必要があります。

大まかな年金額の一覧表を以下に示しますのでご参考になさってください。

特許権

第 1 年から第 3 年まで	毎年	約 5,000 円
----------------	----	-----------

第 4 年から第 6 年まで	毎年	約 15,000 円
----------------	----	------------

第 7 年から第 9 年まで	毎年	約 35,000 円
----------------	----	------------

第 10 年から第 25 年まで	毎年	約 100,000 円
------------------	----	-------------

実用新案権

第 1 年から第 3 年まで	毎年	約 3,000 円
----------------	----	-----------

第4年から第6年まで 毎年 約 10,000 円

第7年から第10年まで 毎年 約 30,000 円

意匠権

第1年から第3年まで 毎年 8,500 円

第4年から第25年まで 毎年 16,900 円

商標権

更新登録申請 区分数×43,600 円

その他：正確な金額は**産業財産権関係料金一覧**をご確認下さい。

＜注釈：「**産業財産権関係料金一覧**」は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。＞

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>

審査請求料・特許料の減免

特許庁が提供する減額・免除制度です。一定の要件を満たした中小企業や個人等につき、特許権取得の際に必要な審査請求料（請求項 10 で約 18 万円）や、第 1 年分から第 10 年分までの特許料（請求項 10 で約 25 万円）が減額（1/2～2/3 の割引）又は免除（無料）になります。

『減額』対象者は『中小企業基本法に規定された中小企業や小規模企業』等です。

『免除』対象者は『市町村民税非課税者等の個人』です。

減額対象者であれば、例えば約 18 万円の審査請求料（請求項 10）が約 6 万円（2/3 減額）

～約 9 万円（1/2 減額）まで安くなります。

詳しくは『特許料等の減免制度』及び『手続料金計算システム』をご覧ください。

<注釈：「特許料等の減免制度」は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。>

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

<注釈：「手続料金計算システム」は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。>

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/jidou-keisan/index.html>

権利取得の補助金（助成金）

権利取得の際に補助金が利用できる場合があります。

権利の種類や住所地によって利用可能な補助金が異なります。

なお、補助金と助成金とは厳密には異なりますが、
『支払済額に応じて後から支払われる返済義務のないお金』という点で共通します。

A. 日本国内での権利取得に利用可能な補助金（助成金）

千葉県内の中小企業：

千葉県（担当：千葉県産業振興センター又は千葉県産業振興課）が助成金を提供しています。この助成金制度は、中小企業者の新商品開発や研究開発等の支援を行う上で、それに関連する！特許権・実用新案権・意匠権・商標権の取得費用も助成金の対象になっています。

千葉県の助成金は様々ありますが、その一例として『新商品・新技術開発助成（ちば中小企業元気づくり基金）』をご紹介します。

新商品・新技術開発助成（ちば中小企業元気づくり基金）

補助対象事業：新商品開発、新技術開発等

補助率：中小企業者 2 分の 1 以内、小規模事業者 3 分の 2 以内

補助限度額：250 万円以内

詳しくは千葉県の『助成（ちば中小企業元気づくり基金について）』及び『中小企業者向け助成金』をご覧ください。

<注釈：『助成（ちば中小企業元気づくり基金について）』は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/genkist/kikin/index.html>

<注釈：『中小企業者向け助成金』は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/zaisei/shiensaku.html>

千葉市内の中小企業：

公益財団法人千葉市産業振興財団が助成金を提供しています。

特許権・実用新案権・意匠権・商標権を取得する際に『弁理士手数料』及び『特許印紙代』の一部を財団が負担してくれます。

補助率：10/10 以内

補助上限：特許・実用新案：22 万円、意匠・商標：11 万円

申請回数：1 企業あたり 1 年度に 1 回のみ

留意事項：出願済み案件は支援の対象となりません。

詳しくは財団の『特許等取得支援』をご覧ください。

<注釈：『特許等取得支援』は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。>

<https://www.chibashi-sangyo.or.jp/enterprise/kyoka-sosyutu/keiei/tokkyo.html>

船橋市内の中小企業：

船橋市が助成金を提供しています。「工業振興支援事業補助金【対象者：製造業者・建設業者・運輸業者】」の中に「【3】産業財産権取得・登録事業補助金」があり、そこで特許権・

実用新案権・意匠権・商標権を取得する際に『弁理士手数料』及び『特許印紙代』の一部を市が負担してくれます。

対象者：船橋市内の中小企業者＋市税を滞納していないこと、等

補助額：補助対象経費の 1/3、または、15 万円、のいずれか少ない額

補助回数：1 事業者 1 年度につき 1 回

詳しくは『産業財産権取得・登録事業補助金』をご覧ください。

<注釈：『産業財産権取得・登録事業補助金』は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。

>

<https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoushoukou/002/p075232.html>

松戸市内の中小企業：

松戸市が「松戸市中小企業補助金等取得支援補助金」という助成金を提供しています。そこで特許権等の産業財産権を取得する際に『弁理士手数料』及び『特許印紙代』の一部を市が負担してくれます。

対象者：松戸市内の中小企業者＋市税を滞納していないこと、等

補助額：補助対象経費の 1/2

上限額：30 万円

補助回数：1 事業者 1 年度につき 1 回

詳しくは『松戸市中小企業補助金等取得支援補助金』をご覧ください。

<注釈：『松戸市中小企業補助金等取得支援補助金』は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。>

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyosya/syoutokougou/hojokinshutokushien.html>

B. 海外での権利取得に利用可能な補助金（助成金）

行政や機構など様々な団体が補助金制度を提供しています。一般的に、中小企業等に対して、国内出願（特許、実用新案、意匠、商標）と同内容の外国出願にかかる費用の半額を助成しています。

応募期間は概ね5～7月の間のうちの約1ヶ月間であり、年に1回の募集しかないことが国内権利の助成金と大きく異なる点です。

JETRO（ジェトロ：日本貿易振興機構）

補助率：助成対象経費の 1/2 以内

補助上限：1 申請案件につき、特許：150 万円、実用新案・意匠・商標：60 万円

応募期間：例年、6 月末～7 月末

詳しくは JETRO の『外国出願費用の助成（中小企業等外国出願支援事業）』をご覧ください。

<注釈：『外国出願費用の助成（中小企業等外国出願支援事業）』は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。>

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html

千葉県（担当：千葉県産業振興センター）

補助率：助成対象経費の 1/2 以内

補助上限：1 申請案件につき、特許：150 万円、実用新案・意匠・商標：60 万円

応募期間：例年、5 月中旬～6 月上旬

詳しくは千葉県の『中小企業等外国出願支援事業補助金』をご覧ください。

<注釈：『中小企業等外国出願支援事業補助金』は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。>

https://www.ccjc-net.or.jp/category_list.php?frmCd=48-2-3-0-0

千葉市（担当：千葉市産業振興財団）

補助率：助成対象経費の 1/2 以内

補助上限：1 申請案件につき、特許：150 万円、実用新案・意匠・商標：60 万円

応募期間：例年、7 月上旬～7 月下旬

詳しくは千葉県の『千葉市中小企業等外国出願支援事業』をご覧ください。

＜注釈：『千葉市中小企業等外国出願支援事業』は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。＞

<https://us02web.zoom.us/j/82894761996?pwd=d1ZoREVjQ0MyMW12OTZ2UnVLZDBqUT09>

C. その他の補助金（助成金）

以下のサイトでは各種の補助金・融資の情報を提供していますのでご確認ください。

- ・ 補助金ポータル
- ・ J-NET21 千葉県内の補助金・助成金・融資の情報

＜注釈：『補助金ポータル』は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。＞

<https://hojyokin-portal.jp/>

＜注釈：『J-NET21 千葉県内の補助金・助成金・融資の情報』は以下 URL をハイパーリンクさせて下さい。＞

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/chiba.html>

【サブページ5】

活動報告

～ いつかできることはすべて、今日もできる。 ～

哲学者 ミシェル・ド・モンテーニュ

千葉委員会の活動報告です。千葉委員会に興味を持たれた弁理士の方がおりましたら、
ぜひ、ご連絡ください！

活動報告 2021 年度

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 4 月 23 日 | 千葉委員会 |
| 5 月 14 日 | 千葉委員会 |
| 6 月 4 日 | 千葉委員会 |
| 7 月 2 日 | 千葉委員会 |
| 8 月 6 日 | 千葉委員会 |
| 9 月 3 日 | 千葉委員会 |
| 9 月 23 日 | 千葉工業大学にて弁理士会関東会寄付講義（全 14 回） |
| 10 月 1 日 | 千葉委員会 |
| 10 月 10 日 | 千葉市科学フェスタ参加 |
| 10 月 13 日 | 知財セミナー（千葉県産業振興センター） |
| 11 月 5 日 | 千葉委員会 |

11 月 12 日 千葉県児童生徒教職員科学作品展にて千葉委員長賞の授与

11 月 15 日 弁理士向け継続研修の実施

12 月 3 日 千葉委員会

12 月 9 日 知財セミナー（千葉市産業振興財団）

12 月 10 日 弁理士会関東会総会

1 月 14 日 千葉委員会

2 月 4 日 千葉委員会

2 月 22 日 知財セミナー（千葉県産業振興センター）

3 月 4 日 千葉委員会

* その他、商工会議所などで相談会を実施

（どこまで書くか検討）

【問い合わせページ】

- ・ 通常の問い合わせページ
- ・ 関東会の連絡先（email, 電話番号）

以上